

令和6年7月1日

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対する 行政処分を行いました

関東経済産業局は、本日、割賦販売法に基づく登録クレジットカード番号等取扱契約締結事業者であるオーバーシーズ株式会社（法人番号8010001182127）に対し、同法第35条の17の11第2項第1号の規定に基づき、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録の取消しを行いました。

1. 事業者の概要

- (1) 名称：オーバーシーズ株式会社（以下「同社」という。）
- (2) 代表者：代表取締役 塩足 旭人
- (3) 所在地：東京都千代田区平河町一丁目5番4号平河町154ビル
- (4) 登録年月日及び登録番号：令和元年6月12日登録 関東（ク）第92号
- (5) 資本金：30百万円
- (6) 事業内容：決済代行業等

2. 処分内容

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の11第2項第1号に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録の取消し（令和6年8月1日から発効）。

3. 処分理由

同社は、顧客からの苦情が発生している加盟店に対する調査・指導、加盟店契約の解除の措置等を適切に実施していなかったことから、令和5年9月5日付けで法第35条の17の10に基づき、これら調査・措置等の実施、法令遵守体制の整備等を命じる改善命令を発出した。

同社から令和5年10月13日付改善報告書が提出されたが、改善命令事項の一部を除き、改善のための措置が実施されたことが認められなかった。

このため、同社は法第35条の17の10に規定する改善命令に違反しており、法第35条の17の11第2項第1号に基づき登録を取り消すものである。

以上